

パート・アルバイトの皆さまへ

パート・アルバイト用
個人番号台帳兼届出書の解説と記載例



1 はじめに

マイナンバー制度の運用開始に伴い、社会保障、税の分野での各種行政手続き等に政府より通知された個人番号（マイナンバー）の記載が必要となり、パート・アルバイトの皆さまにも、この個人番号（マイナンバー）を提出していただく必要があります。

次ページ以降の記載例をご覧ください、個人番号台帳兼届出書であなたの個人番号（マイナンバー）を提出してください。

その際には、提出された個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。個人番号台帳兼届出書の提出の際には併せて番号確認書類と身元確認書類のご提出をお願いします。

※マイナンバー制度とは

社会保障、税、災害対策の分野で、複数の機関が保有する個人の情報を紐づけして効率的に情報を管理し、連携して活用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。この制度を実現するため、平成27年10月以降、順次、住民票を有する個人には、ひとりにひとつの12桁の個人番号が通知されています。この個人番号は、原則一生変わることはありませんので、非常に取り扱いが重要なものになります。

2 記載例(表面 1/2)

パート・アルバイト用 個人番号台帳兼届出書 ① 提出年月日 平成 XX 年 10 月 27 日

② 本人記入欄 ※パート・アルバイト社員の方は「緑色」タブの項目について確認し、必要事項を記入してください。

フリガナ	ホウレイ ハナコ	電話番号	☎ 045-XXXX-XXXX
氏名	法令 花子	緊急連絡先	☎ 090-XXXX-XXXX
住所	〒 XXX-XXXX 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢中町〇ー〇		

③ マイナンバー記入欄 ※切り離さずに提出してください。

マイナンバー [通知カード]表面または「個人番号カード」裏面に記載された12桁の番号です。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	X	X	X
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

④ 給与振込口座欄

支払金融機関の欄	フリガナ	ホウレイ ハナコ	ゆうちょ銀行 貯金通帳の 口座番号	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)
	口座名義	法令 花子			
	金融機関(ゆうちょ銀行を除く)				
	口座番号(普通) (左詰めで記入)	1 2 3 4 X X X	銀行名 支店名	XXX	銀行 金庫 価格 XXX 本店 支店 出張所

⑤ 通勤経路欄

交通機関(路線名)	区	間	往復交通費(1日 1ヶ月(定期))
横浜市営地下鉄	三ツ沢下町	~ 横浜	XXX 円
〇〇線	横浜	~ 新日本橋	XXX 円
		~	円
		合計	X,XXX 円

⑥ 切り離さずに提出してください

- ① 「提出年月日」・・・提出日を記入してください。
- ② 「本人記入欄」・・・氏名・住所等を記入してください。
- ③ 「マイナンバー記入欄」・・・ご自身のマイナンバーを記入してください。
- ④ 「給与振込口座欄」・・・給与の振込み口座を記入してください。
 ※給与振込口座がゆうちょ銀行の場合には、勤務先の担当者の指示に従い、ゆうちょ銀行の貯金通帳の記号・番号を記入するか、振込み用の口座情報を通常の金融機関欄に記入してください。
 ゆうちょ銀行の振込み用口座は、貯金通帳の記号・番号ではなく、その他の金融機関と同じ店名・預金種目・口座番号から構成されています。通常、貯金通帳の表紙の裏側に記載されていますが、記載のない場合には郵便局窓口でお問い合わせいただくか、ゆうちょ銀行のホームページで調べることができます。詳しくは郵便局窓口にお問い合わせください。
- ⑤ 「通勤経路欄」・・・通勤経路および交通費を記入してください。
- ⑥ 切り離さずに提出してください。

3 記載例(表面 2/2)



※マイナンバー制度に基づき、パート・アルバイト社員の方についても、個人番号および本人確認書類の提出が必要となります。
この帳票の記入例、記載要領、本人確認書類等の詳しい説明は左記のQRコードからご確認いただけますので必ずご一読のうえ各項目に記入してください。
※記入例・解説を閲覧するには、インターネットに接続できる環境およびQRコードを読むことができる端末、PDFが開ける環境が必要です。

マイナンバー（番号）確認のため個人番号カードの裏面等（個人番号が掲載されている面）のコピーを貼付してください。
貼付に際しては裏面の『本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）について』およびQRコードへアクセスし説明をご確認ください。

⑦ 6 番号確認書類貼付欄 ※裏面の「利用目的の明示」欄を確認後、テープを剥がし、マイナンバー（個人番号）が確認できる書類のコピーをこの場所に貼付してください。

両面テープ

■番号確認書類について

① 個人番号カードの裏面のコピーを貼付する場合

個人番号カードの裏面のコピーを貼付する場合には、他の添付書類は必要ありません。

② 個人番号カード以外の公的書類（それに類するものを含む）のコピーを貼付もしくは添付する場合

A 写真のない個人番号記載の公的書類（以下から1点）

- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

日本経済 マイナンバー-2-5 28.05

- ⑦ 「番号確認書類貼付欄」・・・両面テープの剥離紙を剥がして、番号確認書類のコピーを貼付してください。
※ 個人番号カード（裏面）、通知カードのコピーを想定しています。それ以外の場合は、封筒等に入れて提出してください。

4 記載例(裏面 1/2)

⑧ 利用目的の明示欄 ※会社記入欄(パート・アルバイト社員の方は記入しないでください。)

取扱事務一覧	ご提出いただいた個人番号及び特定個人情報、法令に従い、以下のチェックされた事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。下記の個人番号取扱事務一覧以外の取扱事務がある場合、法令等の改正等により変更が生じた場合には別途の方法で通知します。
<input type="checkbox"/> 雇用保険の届出等に関する事務 <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務 <input type="checkbox"/> 給与・賞与・年末調整の所得税源泉徴収等に関する事務 <input type="checkbox"/> 源泉徴収票の作成、提出に関する事務(給与支払報告書含む) <input type="checkbox"/> 個人住民税の特別徴収等に関する事務 <input type="checkbox"/> その他、別紙に定める事務	

⑨ 本人確認書類(番号確認書類・身元確認書類)について

マイナンバー制度により個人番号を提出していただくことになります。その際に、正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要となりますので、個人番号カード(表面および裏面)のコピー等を貼付してご提出ください。

また、番号確認書類貼付欄および身元確認書類貼付欄に貼れないサイズの書類の場合や複数枚になる場合は、貼らずに封筒等に入れてご提出をお願いいたします。(注) なお、対面による提示をする場合は、番号確認書類と身元確認書類の原本をお持ちください。

※ 個人番号カードとは、通知カードとともに送付される申請書をご本人が郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けているカードで、表面に「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「本人の写真」が記載され、裏面に「個人番号」が表示されているプラスチック製のICチップ付カードになります。

※ 通知カードとは、平成27年10月以降に市区町村から住民票の住所に簡易書留(世帯主宛)で郵送されている個人番号と基本4情報「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」が記載された紙製のカードになります。

⑩ ※会社記入欄(パート・アルバイト社員の方は記入しないでください。)

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書等 (左記の場合には以下の書類が必要)		個人番号取得年月日		
			年	月	
			日		
			責任者印	担当者印	
<input type="checkbox"/> 運転免許証等 <input type="checkbox"/> パスポート等 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード等					
<input type="checkbox"/> 各種健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票等 <input type="checkbox"/> 各種年金手帳等 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合組合員証等					
<input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度加入者証 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書等 <input type="checkbox"/> その他 ()					

切り離さずに提出してください

⑧ 「利用目的の明示欄」 <記入しないでください>

…あなたの個人番号が使用される事務手続きになります。チェックされた項目を確認してください。

⑨ 「本人確認書類について」 …コピーを貼付していただく確認書類の解説です。

⑩ 「本人確認書類チェック欄」 <記入しないでください>

…提出された確認書類について勤務先の企業がチェックします。

5 記載例(裏面 2/2)

11 7 身元確認書類貼付欄 ※下記のテープを剥がし、身元が確認できる書類のコピーをこの場所に貼付してください。

両面テープ

身元確認のため個人番号カード表面等（顔写真が掲載されている面）のコピーを貼ってください。
貼付に際しては下記の『本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）について』および表面のQRコードへアクセスし、説明をご確認ください。

■身元確認書類について

① 個人番号カードの表面のコピーを貼付する場合

個人番号カードの表面のコピーを貼付する場合には、他の添付書類は必要ありません。

② 個人番号カード以外の公的書類（それに類するものを含む）のコピーを貼付もしくは添付する場合

■身元確認書類（以下からBの場合には1点を、Cの場合には2点を提出してください。）

B 写真身分証明書（以下の場合には1点）

- 運転免許証
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

C その他の本人確認書類（以下の場合には2点）

- 各種健康保険被保険者証
- 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書
- 年金手帳
- 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証
- 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

※ その他番号確認書類および身元確認書類については上記の他、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の添付も可能です。

11 「身元確認書類について」・・・両面テープの剥離紙を剥がして、身元確認書類の**コピー**を貼付してください。

※ 個人番号カード（表面）、パスポートもしくは運転免許証のコピーを想定しています。それ以外の場合や複数枚になる場合は、封筒等に入れて提出してください。

本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）について

マイナンバー制度により個人番号を提出していただくこととなります。その際に、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となりますので、個人番号カード（表面および裏面）のコピー等を貼付してご提出ください。

また、番号確認書類貼付欄および身元確認書類貼付欄に貼れないサイズの書類の場合や複数枚になる場合は、貼らずに添付してご提出をお願いいたします。（注）なお、対面による提出をする場合は、番号確認書類と身元確認書類の原本をお持ちください。

① 個人番号カードの表・裏両面のコピーを貼付する場合

個人番号カードの表・裏両面のコピーを貼付する場合には、他の添付書類は必要ありません。

※ 個人番号カードとは、通知カードとともに送付される申請書をご本人が郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けているカードで、表面に「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「本人の写真」が記載され、裏面に「個人番号」が表示されているプラスチック製のICチップ付カードになります。

② 個人番号カード以外の公的書類（それに類するものを含む）のコピーを貼付もしくは添付する場合

■ 番号確認書類（以下から1点を提出してください。）

A 写真のない個人番号記載の公的書類（以下から1点）

- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※ 通知カードとは、平成27年10月以降に市区町村から住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で郵送されている個人番号と基本情報「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」が記載された紙製のカードになります。

■ 身元確認書類（以下からBの場合には1点を、Cの場合には2点を提出してください。）

B 写真付身分証明書（以下の場合は1点）

- 運転免許証
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

C その他の本人確認書類（以下の場合は2点）

- 各種健康保険被保険者証
- 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書
- 年金手帳
- 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証
- 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

※ その他番号確認書類および身元確認書類については上記の他、個人番号利用事務実施者が該当と認める書類の添付も可能です。

本人確認書類（番号・身元確認書類）について

◆ 個人番号カードのコピーを貼付する場合

個人番号カードの裏面を番号確認書類貼付欄に、表面を身元確認書類貼付欄に貼付する場合は、その他の確認書類は必要ありません。

個人番号カードをお持ちでない方は



以下のⅠ,Ⅱより各1点ずつの確認書類を提出してください

Ⅰ.個人番号を確認できる書類1点

通知カード

個人番号が記載された住民票の写し

個人番号が記載された住民票記載事項証明書

Ⅱ.身元を確認できる書類1点（写真付）

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

上記のⅡより写真付身元確認書類の用意ができない場合は以下より2点を提出してください



Ⅲ.身元を確認できる書類2点（写真なし）

各種健康被保険者証、住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書、年金手帳、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

注意点

- I .対面で本人確認をする場合は、原則、原本が必要となります
- II .本人確認書類については、利用事務実施者が適当と認めるものでも可能です。個人番号を利用する事務によって異なりますので詳しくは、勤務先の担当者にご確認ください。

その他

I .通知カードとは？

平成27年10月以降に市区町村より住民票の住所に簡易書留（世帯主宛）で郵送されている紙製のカードで、表面にマイナンバー（個人番号）、氏名、住所、生年月日、性別が記載されたカードです。

II .個人番号カード（マイナンバーカード）とは？

上記、通知カードとともに送付された申請書をご本人が郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けているプラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真が記載され、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されたカードです。